

証券コード 9761
2023年6月9日
(電子提供措置の開始日 2023年6月2日)

株 主 各 位

大阪市北区天神橋2丁目北2番6号

東海リース株式会社

代表取締役社長 塚本博亮

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第55回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://tokai-lease.co.jp/ir/convene/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪府枚方市池之宮4丁目9-1
当社枚方配送センター事務所棟7階会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第55期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第55期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

3頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までにご行使ください。

以 上

(お願い)

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、代理人は当社の株主であることを要します。また代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会にご出席の際に、株主ご本人の議決権行使書とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。
- 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

(お知らせ)

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 株主総会の運営にあたり以下の対応を予定しております。
 - ・当社役員および係員はマスクを着用させていただきます。
 - ・会場での飲料水のご提供は取り止めさせていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

(1) パソコンをご利用の方

下記アドレスにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) 其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|---|---|-------------|
| 1 | [再任] 塚本博亮 (1959年4月14日) ・在任年数24年 ・取締役会への出席状況 19回/19回 (100%) | 1994年4月 当社入社 1999年4月 営業開発企画部長兼中国室長 1999年6月 当社取締役 2003年4月 総務部長 2007年6月 当社常務取締役総務部長兼中国市場総括担当 2008年4月 当社常務取締役総務部長兼社長室長 2011年6月 当社代表取締役副社長 2014年6月 当社代表取締役社長（現任） 2022年6月 生産配送本部長（現任） 2022年9月 東海ハウス株式会社取締役（現任） [取締役候補者とした理由] 塚本博亮氏は、企画部門、海外部門、総務部門を歴任し、当社事業全般に精通しております。また2014年6月から代表取締役社長として優れた経営手腕を発揮し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。 | 240,446株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の 株 式 の 数 |
|-----------|---|--|--------------------|
| 2 | (再任) やす だ きんしろう 安田 金四郎 (1959年8月14日) ・在任年数8年 ・取締役会への出席状況 19回/19回 (100%) | 1983年4月 当社入社 1995年10月 千葉支店長 2015年4月 第四営業販売部長 2015年6月 当社取締役 2019年5月 営業販売本部長 2019年6月 常務取締役営業販売本部長 (現任) [取締役候補者とした理由] 安田金四郎氏は、営業販売本部において幅広い知識と経験を有しております。また営業販売本部長として各営業販売部長を指揮しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 | 6,765株 |
| 3 | (再任) うけ ば じゅん じ 笠場 順 司 (1973年2月2日) ・在任年数8年 ・取締役会への出席状況 19回/19回 (100%) | 1996年4月 当社入社 2009年4月 枚方配送センター工場長 2014年4月 生産配送本部業務管理部長 2015年6月 当社取締役 (現任) 2017年4月 第一生産配送部長 (現任) 2022年10月 第二生産配送部長 (現任) [取締役候補者とした理由] 笠場順司氏は、生産配送本部における業務運行システムの構築と整備を担当してきた実績と経験を有しております。また重要エリアである関東地区などを管理掌握する第一生産配送部長として指揮しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 | 3,010株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|--|--|-------------|
| 4 | (再任) おおにしひろふみ 大西泰史 (1965年12月18日) ・在任年数8年 ・取締役会への出席状況 18回/19回 (95%) | 1988年4月 当社入社 2003年4月 総務部次長 2013年4月 総務部長 (現任) 2015年6月 当社取締役 (現任) | 7,074株 |
| | | [取締役候補者とした理由] 大西泰史氏は、入社以来本社において幅広い経験を積み、コンプライアンス体制の構築および整備にあたってきた実績と経験を有しております。また総務部長として人事・総務部門および経理会計部門を指揮しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。 | |
| 5 | (再任) さかいたけひろ 酒井岳宏 (1965年1月14日) ・在任年数4年 ・取締役会への出席状況 19回/19回 (100%) | 1987年10月 当社入社 2010年4月 第五営業販売部長 2011年4月 第一営業販売部長 2013年4月 第三営業販売部長 2015年4月 第五営業販売部長 2019年6月 当社取締役 (現任) 2023年4月 第四営業販売部長 (現任) | 3,378株 |
| | | [取締役候補者とした理由] 酒井岳宏氏は、営業販売本部において幅広い知識と経験を有し、また各エリアの営業販売部長を歴任しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。 | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|---|--|-------------|
| 6 | (再任) にし え けい じ 西 江 計 二 (1961年6月16日) ・在任年数4年 ・取締役会への出席状況 19回/19回 (100%) | 1985年4月 当社入社 1997年6月 高松支店長 2006年4月 東京第二支店長 2012年1月 第二営業販売部長 2013年4月 第一営業販売部長 (現任) 2019年6月 当社取締役 (現任) [取締役候補者とした理由] 西江計二氏は、営業販売本部において幅広い知識と経験を有し、また重要エリアである東京地区の第一営業販売部長として指揮しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 | 2,478株 |
| 7 | (再任) ふく もと あつ し 福 本 篤 士 (1970年5月13日) ・在任年数4年 ・取締役会への出席状況 19回/19回 (100%) | 1994年4月 当社入社 2012年4月 生産配送本部業務管理部次長 2017年4月 生産配送本部業務管理部長 (現任) 2019年6月 当社取締役 (現任) 2022年9月 東海ハウス株式会社代表取締役 (現任) [取締役候補者とした理由] 福本篤士氏は、生産配送本部におけるリース用部材の調達と新リース商品の企画を担当してきた実績と経験を有し、また生産配送本部業務管理部長として指揮しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 | 2,278株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は取締役および管理職従業員などの個人被保険者を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、取締役などの個人被保険者がその地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担することとしております。
- ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。
- 各候補者が取締役に再任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2023年7月に更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|---|---|-------------|
| 1 | (再任) [社外取締役候補者] まつ い たくみ 松井 巧 (1951年4月27日) | 2009年7月 芦屋税務署長 2011年7月 大阪国税局調査第一部調査開発課開発課長 2012年7月 同 定年退職 2012年9月 税理士事務所開設 2015年6月 当社取締役(現任) | — |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・在任年数8年 ・取締役会への出席状況 19回/19回(100%) ・監査等委員会への出席状況 13回/13回(100%) | [監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割] 松井巧氏は、税理士資格を有しております。過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが税理士として培われた豊富な知識・経験等に基づいて、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、監査等委員である取締役候補者といいたしました。 | |
| 2 | (新任) このした すみ お 此下 純央 (1954年5月13日) | 1978年2月 当社入社 1993年4月 名古屋支店長 2005年4月 官公庁需用販売部長 2015年4月 大分営業所長 2021年4月 退職 | — |
| | | [監査等委員である取締役候補者とした理由] 此下純央氏は、当社の営業販売本部での豊富な経験と知見を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、監査等委員である取締役候補者といいたしました。 | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|---|---|-------------|
| 3 | (新任) 〔社外取締役候補者〕 すぎ たに ひろ や 杉谷浩哉 (1959年10月11日) | 2011年7月 北税務署総務課長 2016年7月 高松国税局池田税務署長 2019年7月 葛城税務署長 2020年7月 同 退官 2020年8月 税理士事務所開設 〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕 杉谷浩哉氏は、税理士資格を有しております。過去に会社の経営に関与した経験はありませんが国税局で培われた豊富な知識・経験等に基づいて、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。 | — |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松井 巧氏および杉谷浩哉氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、松井 巧氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、杉谷浩哉氏の選任が原案どおり承認された場合には独立役員として届け出る予定であります。
4. 松井 巧氏、此下純央氏および杉谷浩哉氏の各氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社は各氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は取締役および管理職従業員などの個人被保険者を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、取締役などの個人被保険者がその地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担することとしております。
- ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。
- 各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2023年7月に更新を予定しております。
6. 社外取締役候補者の松井 巧氏が当社の社外取締役として在任中に判明した、当社連結子会社である東海ハウス株式会社において、不適切な取引（原価の水増し請求行為）、簿外資金およびその一部が費消された事実が発見されたことに関する予防のために行った行為および発生後の対応として行った行為の概要につきましては、20頁の「(3) 社外役員に関する事項」に記載のとおりであります。

以上

事業報告

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社は、2022年9月22日付「外部調査委員会設置に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社連結子会社である東海ハウス株式会社において、不適切な取引（原価の水増し請求行為）および当該不適切取引とは別に、簿外資金およびその一部が費消された事実が発見された事を受け、外部調査委員会を設置し調査を行い、2022年11月11日付で同委員会より「調査報告書」を受領し、その内容を公表しています。

当社は、本調査結果を真摯に受け止め、再発防止策（2022年12月16日公表）を着実に実行しております。

株主、投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げますとともに、信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動規制の緩和に伴い、個人消費の緩やかな回復基調が続いていますが、エネルギーや原材料価格が高騰し、また、海外においては金融引き締めに伴う景気減速など先行きが不透明な状況となっています。

このような状況のなか、当社グループは一層のお得意先様満足を獲得すべく安全衛生管理の徹底を図るとともに、外注工事のリース商品化を継続推進しております。

以上の結果、期中受注額は計画どおりに進捗しましたが、受注額の期首繰越が前期より7億円減少していることもあり、売上高は15,736百万円（前年同期比4.2%減）となりました。損益面につきましては、受注単価の下落および外注工事などの原価が上昇したことにより、営業利益は281百万円（前年同期比50.1%減）、経常利益は344百万円（前年同期比41.9%減）となりました。特別利益に役員退職慰労引当金戻入額24百万円を計上しておりますが、これは2022年8月19日に公開いたしました「当社連結子会社の不適切な取引に係る調査に関するお知らせ」にてお知らせしました不適切な取引などに関与した取締役に対する役員退職慰労金を支給しないことを決議した結果に基づく処理であります。また、特別損失に特別調査費用39百万円が含まれていますが、これは前記の不適切な取引などに関する調査・監査費用であります。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は148百万円（前年同期比66.2%減）となりました。

なお、部門別の収益の内訳は以下のとおりであります。

| 区 分 | 金 額 | 構 成 比 | 前年同期比 |
|-------------------|----------------------|-------|-------|
| 仮 設 建 物 部 門 | 9,414 ^{百万円} | 59.8% | 94.3% |
| 什 器 備 品 部 門 | 2,903 | 18.5 | 96.2 |
| ユ ニ ッ ト ハ ウ ス 部 門 | 3,418 | 21.7 | 99.9 |
| 計 | 15,736 | 100.0 | 95.8 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 対処すべき課題

次期の業績につきましては、売上高の予想を16,080百万円（前年同期比2.2%増）としました。当社グループを取り巻く環境としまして、外注工事などの原価の高止まりが懸念されますが、当社グループといたしましては、更なる仮設建物の質の向上、コスト抑制を図ることにより、業績への影響を低減すべく取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度において増資または社債発行による資金調達は行っておりません。

② 設備投資

当連結会計年度の設備投資の総額は1,965百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

なお、当該設備投資に係る資金は自己資金によっております。

| | |
|--------|----------|
| リース用資産 | 1,774百万円 |
|--------|----------|

(4) 財産および損益の状況の推移**① 企業集団の財産および損益の状況の推移**

| 区 分 \ 期 別 | 第52期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 第53期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 第54期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 第55期 (当期) (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|--------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 売 上 高 (千円) | 14,439,831 | 15,096,022 | 16,420,559 | 15,736,099 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円) | 266,744 | 345,083 | 438,866 | 148,515 |
| 1株当たり当期純利益 | 77円43銭 | 100円20銭 | 127円21銭 | 43円02銭 |
| 総 資 産 (千円) | 36,863,759 | 36,588,973 | 31,776,699 | 31,294,129 |
| 純 資 産 (千円) | 15,285,768 | 15,423,751 | 15,526,490 | 15,405,266 |
| 1株当たり純資産額 | 4,320円44銭 | 4,409円69銭 | 4,458円38銭 | 4,425円90銭 |

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
2. 記載金額（1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を除く）は、千円未満を切り捨てて表示しております。
3. 第54期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しており、第54期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

② 当社の財産および損益の状況の推移

| 区 分 \ 期 別 | 第52期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 第53期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 第54期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 第55期 (当期) (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|----------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 売 上 高 (千円) | 14,310,251 | 15,043,936 | 16,417,205 | 15,735,886 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 160,789 | 312,594 | 380,981 | 58,307 |
| 1株当たり当期純利益 | 46円67銭 | 90円77銭 | 110円43銭 | 16円89銭 |
| 総 資 産 (千円) | 34,380,942 | 34,427,664 | 29,435,548 | 28,736,536 |
| 純 資 産 (千円) | 13,815,101 | 13,966,218 | 14,061,550 | 13,835,844 |
| 1株当たり純資産額 | 4,016円42銭 | 4,052円82銭 | 4,073円53銭 | 4,012円55銭 |

- (注) 1. 記載金額（1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を除く）は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 第54期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しており、第54期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当企業集団は、仮設建物のリース業を主要業務とし、仮設建物の製造から建築施工、運送、解体、格納、補修に至る一貫の業務を直営しております。また、これに附帯する業務として什器備品等のリース業と仮設建物の販売ならびに建築を行っております。

(6) 主要拠点等 (2023年3月31日現在)

当 社 本 社 大阪府大阪市

国内販売拠点

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 仙 台 支 店 | 千 葉 支 店 | 東 京 支 店 | 東 京 第 二 支 店 |
| 横 浜 支 店 | 名 古 屋 支 店 | 大 阪 支 店 | 神 戸 支 店 |
| 岡 山 支 店 | 広 島 支 店 | 高 松 支 店 | 福 岡 支 店 |
| 盛 岡 営 業 所 | 福 島 営 業 所 | 水 戸 営 業 所 | 静 岡 営 業 所 |
| 金 沢 営 業 所 | 京 滋 営 業 所 | 姫 路 営 業 所 | 和 歌 山 営 業 所 |
| 山 口 営 業 所 | 徳 島 営 業 所 | 松 山 営 業 所 | 高 知 営 業 所 |
| 大 分 営 業 所 | | | |

国内生産拠点

| | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------|
| 枚 方 配 送 セ ン タ ー | 柏 原 配 送 セ ン タ ー | 仙 台 配 送 セ ン タ ー |
| 関 東 総 合 工 場 | 横 浜 配 送 セ ン タ ー | 名 古 屋 配 送 セ ン タ ー |
| 北 陸 配 送 セ ン タ ー | 兵 庫 配 送 セ ン タ ー | 岡 山 配 送 セ ン タ ー |
| 広 島 配 送 セ ン タ ー | 高 松 配 送 セ ン タ ー | 松 山 配 送 セ ン タ ー |
| 福 岡 配 送 セ ン タ ー | 日 本 キ ャ ビ ネ ッ ト (株) (大 阪 府 枚 方 市) | |
| 東 海 ハ ウ ス (株) (香 川 県 綾 歌 郡 綾 川 町) | | |

海外生産拠点

榕東活動房股份有限公司 (福州市) 廊坊榕東活動房有限公司 (廊坊市)

(注) 海外拠点はいずれも中華人民共和国所在であります。

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の状況

使用人数 572名 (前連結会計年度末比36名増)

② 当社の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年令 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 430名 | 31名増 | 41.7才 | 14.0年 |

(8) 重要な親会社および子会社の状況（2023年3月31日現在）

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|--------------|----------|-----------------|-------------|
| 日本キャビネット株式会社 | 20,000千円 | 100.0% | 什器備品リース・販売業 |
| 東海ハウス株式会社 | 40,000千円 | 92.7 | 仮設建物製造業 |
| 榕東活動房股份有限公司 | 50,523千円 | 89.1 | 仮設建物製造業 |
| 廊坊榕東活動房有限公司 | 35,000千円 | 100.0 (75.0) | 仮設建物製造業 |

(注) 出資比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社の状況に記載の4社であり、連結決算による売上高は15,736百万円（前年同期比4.2%減）、経常利益は344百万円（前年同期比41.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は148百万円（前年同期比66.2%減）となりました。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

当連結会計年度末日において、特定完全子会社はありません。

(9) 主要な借入先および借入額（2023年3月31日現在）

(単位：千円)

| 借入先 | 借入残高 |
|--------------|-----------|
| シンジケートローン | 6,861,500 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 2,312,527 |
| 日本生命保険相互会社 | 715,000 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 390,360 |
| 株式会社関西みらい銀行 | 84,000 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 16,500 |

(注) シンジケートローンは、株式会社りそな銀行を幹事とする複数の金融機関による協調融資です。

2. 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,494,322株 (うち自己株式46,178株)
- (3) 当期末株主数 4,942名

(4) 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--|----------------------|-------------------|
| 塚本博亮 | 240,446 ^株 | 6.97 [%] |
| 株式会社オーガスト・エイト | 211,400 | 6.13 |
| 塚本四女子 | 126,503 | 3.67 |
| 渡邊俊雄 | 101,600 | 2.95 |
| 塚本幸司 | 97,273 | 2.82 |
| 東海リース従業員持株会 | 65,575 | 1.90 |
| デイエフエイ インターナショナル スモールキャップバリュー ポートフォリオ | 61,799 | 1.79 |
| 中島和信 | 42,700 | 1.24 |
| 株式会社 SBI証券 | 41,550 | 1.20 |
| 小野好昭 | 39,700 | 1.15 |

(注) 持株比率は発行済株式総数から自己株式を控除した株式数を分母に用いて算出しております。

(5) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当該事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

| 区分 | 株式数 | 交付対象者数 |
|------------------------|--------------------|----------------|
| 取締役 (監査等委員および社外取締役を除く) | 5,164 ^株 | 7 ^名 |
| 社外取締役 (監査等委員を除く) | — | — |
| 取締役 (監査等委員) | — | — |

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|----------------------|-----------|----------------------------------|
| 代表取締役社長 | 塚 本 博 亮 | 生産配送本部長 東海ハウス株式会社 取締役 |
| 常 務 取 締 役 | 安 田 金 四 郎 | 営業販売本部長 |
| 取 締 役 | 筈 場 順 司 | 第一・第二生産配送部長 |
| 取 締 役 | 大 西 泰 史 | 総務部長 |
| 取 締 役 | 酒 井 岳 宏 | 第五営業販売部長 |
| 取 締 役 | 西 江 計 二 | 第一営業販売部長 |
| 取 締 役 | 福 本 篤 士 | 生産配送本部 業務管理部長 東海ハウス株式会社 代表取締役 |
| 取 締 役 (常勤監査等委員) | 神 武 勇 二 | |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 松 井 巧 | |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 西 野 但 | |

- (注) 1. 当社は神武勇二氏、松井巧氏および西野但氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。
2. 当社は取締役および管理職従業員などの個人被保険者を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、取締役などの個人被保険者がその地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担することとしております。ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。
3. 取締役 松井巧氏および西野但氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 取締役 松井巧氏および西野但氏は、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 監査等委員 松井巧氏および西野但氏は税理士資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、神武勇二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 眞榮田武氏は2022年6月15日付で取締役を辞任しております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬で構成されています。

ア. 固定報酬

取締役の職務価値、従業員とのバランス、世間水準、業績等を勘案して決定します。

イ. 業績連動報酬

業績連動報酬は、会社の業績（売上高、営業利益、当期純利益等）、取締役の業績、従業員とのバランス等を勘案し、原則として毎年7月および12月賞与として支給します。これらの指標を選択した理由は当社の業績を端的に示す指標であり計画対比や前年対比など客観性があると判断したためです。

ウ. 非金銭報酬

非金銭報酬は、取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、長期安定的な株式保有の促進と、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役は除く。以下、「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を、毎年6月に開催される定時株主総会終了後2か月以内に支給します。

対象取締役は、当報酬の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けます。

取締役ごとの譲渡制限付株式の付与のための報酬は、固定報酬月額に役位係数を乗じて算出されます。

エ. 支給割合

支給割合は、おおむね以下のとおりとしています。

固定報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝12：4：1～1.5

上記の方針に基づいて、代表取締役社長が個人ごとの報酬等について立案し、取締役会にて決定しております。

オ. 監査等委員である取締役の報酬等は、月例の固定報酬として世間水準および業績等を勘案して監査等委員である取締役の協議により決定します。

なお、取締役会においては、社外取締役の独立した客観的な立場での意見も取り入れつつ、また、業績連動報酬については招集ご通知41頁記載の会社の業績を考慮したうえで決定しているため、取締役会は決定内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

- ② 取締役および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等限度額は、2021年6月29日開催の第53回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

上記報酬等のほか、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対しては、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、2021年6月29日開催の第53回定時株主総会において譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額30百万円以内、当社の普通株式年17,000株以内と承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の員数は8名です。

監査等委員である取締役の報酬等限度額は2021年6月29日開催の第53回定時株主総会において年額50百万円以内と承認いただいております。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

- ③ 取締役の報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|----------------------------|-------------------|-------------------|--------------|---------------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬等 | 譲渡制限付 株式報酬 | |
| 取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役） | 91,595 (-) | 76,088 (-) | 7,264 (-) | 8,242 (-) | 8 (-) |
| 取締役（監査等委員） （うち社外取締役） | 14,520 (6,480) | 14,520 (6,480) | - (-) | - (-) | 3 (2) |
| 計 | 106,115 | 90,608 | 7,264 | 8,242 | 11 |

(注) 1. 固定報酬には、次の金額が含まれております。

- ・複数事業主型確定給付企業年金基金への拠出額
 取締役（社外取締役を除く） 10,180千円

2. 業績連動報酬等には、役員賞与引当金繰入額6,200千円が含まれております。

3. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人給与（賞与を含む）相当額45,606千円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員等の兼務の状況
該当事項はありません。

② 当該事業年度における主な活動の状況

| 区 分 | 氏 名 | 主な活動状況 |
|------------------|-------|--|
| 社外取締役 (監査等委員) | 松 井 巧 | 当事業年度開催の取締役会には、19回中19回に出席し、議案審議等につき経営陣から独立した客観的な立場で必要な意見を述べるなど、社外取締役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会には、13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。 |
| 社外取締役 (監査等委員) | 西 野 但 | 当事業年度開催の取締役会には、19回中19回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、必要な意見を述べるなど、社外取締役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会には、13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。 |

(注) 不当な業務の執行の予防のために行った行為および発生後の対応
2022年7月下旬に当社の連結子会社である東海ハウス株式会社において、不適切な取引（原価の水増し請求行為）が行われていたことが判明いたしました。
社外取締役であった松井 巧氏および西野 但氏は、当事が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起しておりました。
また当該事実の判明後においては、この不適切な取引の内容を明らかにするとともに、他の事案が発生していないかを明らかにすることを目的として、社外取締役監査等委員の松井 巧氏および西野 但氏、当社顧問弁護士の3名からなる社内調査委員会（委員長は松井 巧氏）を設置し調査を行いました。この調査過程で、上記の不適切な取引とは別に簿外資金およびその一部が費消された事実が発見されたため、当社より独立した中立・公正な社外委員のみで構成される外部調査委員会を設置し、社内調査委員会における調査結果を引き継ぎました。その後も、内部統制の更なる強化を要請し、再発防止策と会社姿勢の外部への開示の強化等に向けた審議において意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 57,400千円 |
| ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額 | 57,400千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人が提示する監査の内容、その方法および見積報酬額等を監査等委員会にて審議し、各監査等委員の同意を得られたためであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
4. 上記支払額には、当事業年度に係る不適切取引に係る追加監査の報酬額20,800千円がそれぞれ含まれております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議の上、株主総会に上程いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、仮設建物を通じて社会貢献と環境保護という使命を持って企業活動を継続していくために、行動指針をすべての役員、従業員、派遣社員（以下「役員・従業員等」という）で共有し、判断・行動の基本とし、当社および当社グループ会社（以下「当社グループ等」という）の役員・従業員等に適用する。
- ② 代表取締役社長が行動指針の精神を役員・従業員等に継続的に伝達し、コンプライアンスの徹底に努め、取締役はこれを率先垂範して実践し、従業員への啓蒙・指導に努める。
- ③ ウェブを活用したコンプライアンス研修を当社グループ等の役員・従業員等に対して実施し、コンプライアンス遵守を周知徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録は、取締役会規程に基づき事務局が保存、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① リスク管理に関する基本方針を定めたリスクマネジメント規程に基づき、当社グループ等におけるリスクマネジメント体制を整備し、リスクを組織的に管理することで、損失等の回避または低減、収益の獲得を図り、企業価値を高める。
- ② リスクマネジメント委員会は、当社グループ等の取締役および部門責任者で構成され、3カ月ごとに開催し、必要に応じて取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の責務は「役員規程」に定める。
- ② 年度計画を含む経営計画を定め、当社として達成すべき目標を明確にする。
- ③ 各部門担当取締役は、取締役会においてその達成状況を定期的に報告し、施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

(5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社行動指針を当社グループ等の役員・従業員等に適用する。
- ② リスクマネジメント規程に基づき、当社グループ全体のコンプライアンスを含むリスクを管理する。
- ③ 関係会社管理規程に基づき、必要に応じて子会社から報告、承認申請させる。
- ④ 当社グループ全体における法令、定款などに違反する行為の早期発見のため、通報窓口を設置する。
- ⑤ 監査等委員会は、定期または臨時に子会社を監査し、取締役会に報告する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会が実効的な監査を行うため、監査等委員会の職務を補助する使用人を検査室に配置する。
- ② 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令は受けないものとする。
- ③ 各部門は、当該使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性が確保されるよう適切に対応する。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長および取締役（監査等委員である取締役を除く）は、取締役会および各種の重要な会議において、随時、その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ② 検査室は、監査等委員会と内部管理体制における課題等について意見交換を行うほか、監査等委員会の監査業務に協力する。
- ③ 監査等委員は、稟議書等業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、必要に応じ、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に説明を求めることができる。
- ④ 「監査等委員会監査規程」ならびに「監査等委員会監査実施細則」に従い、監査の独立性と権限を保ちつつ、監査の実効性を確保するとともに、会計監査人と緊密な連携を行い、必要あるときは、自らの判断で弁護士等の外部アドバイザーを活用し、監査成果の達成を図る。

(8) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止する。

(9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務執行上必要と認められる費用について、会社が負担するものとし、前払等の請求があるときは速やかにこれに応じるものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、行動指針において暴力団等の反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを定める。

<業務の適正を確保するための運用状況の概要>

当社は、2022年9月22日付「外部調査委員会設置に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、コンプライアンス違反が発生したことを受けて、リスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理を行うとともに、再発防止に取り組んでおります。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスおよびリスクマネジメント体制について

当社グループ等の取締役および部門責任者で構成されたリスクマネジメント委員会を2023年3月15日に第1回として開催し、必要事項を協議、決定しました。

(2) コンプライアンスについて

2023年1月に、代表取締役社長よりウェブを通じて国内の当社グループ等の全役員・従業員等に対して直接コンプライアンスの遵守指示を改めて行いました。また、2022年7月以降2回にわたり国内の当社グループ等の全役員・従業員等に対してウェブを利用したコンプライアンス研修を行い、コンプライアンスの徹底に取り組みました。以降につきましても継続的に実行してまいります。

(3) グループ会社の管理体制について

当社は、2022年9月22日付「外部調査委員会設置に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、コンプライアンス違反が発生したことを受けて、「関係会社管理規程」を改訂し、当規程に基づいて子会社から当社へ承認申請および報告を行っております。

(4) 監査等委員の職務執行について

監査等委員は、「監査等委員会監査規程」ならびに「監査等委員会監査実施細則」にのっとり、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べています。

また、関係会社の子会社往査を行い、社長との意見交換や帳票類の閲覧を行い、関係会社のガバナンス状況を確認しています。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位 千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 11,502,229 | 流動負債 | 8,883,697 |
| 現金及び預金 | 2,583,958 | 支払手形及び買掛金 | 1,496,274 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 6,644,348 | 電子記録債務 | 1,959,052 |
| 電子記録債権 | 601,445 | 短期借入金 | 4,507,931 |
| 商品及び製品 | 212,451 | リース債務 | 104,195 |
| 仕掛品 | 543,673 | 未払法人税等 | 13,455 |
| 原材料及び貯蔵品 | 499,065 | 賞与引当金 | 149,398 |
| その他 | 475,500 | 役員賞与引当金 | 8,400 |
| 貸倒引当金 | △58,215 | 設備関係支払手形 | 5,610 |
| | | その他 | 639,380 |
| 固定資産 | 19,791,899 | 固定負債 | 7,005,165 |
| 有形固定資産 | 18,896,210 | 長期借入金 | 6,601,808 |
| リース用資産 | 11,124,658 | リース債務 | 119,012 |
| 建物及び構築物 | 1,781,381 | 繰延税金負債 | 126,614 |
| 機械装置及び運搬具 | 302,725 | 役員退職慰労引当金 | 28,400 |
| 土地 | 5,372,237 | その他 | 129,331 |
| リース資産 | 223,207 | | |
| 建設仮勘定 | 52,181 | 負債合計 | 15,888,862 |
| その他 | 39,819 | (純資産の部) | |
| 無形固定資産 | 208,575 | 株主資本 | 15,015,576 |
| 投資その他の資産 | 687,112 | 資本金 | 8,032,668 |
| 投資有価証券 | 188,912 | 資本剰余金 | 5,730,739 |
| 繰延税金資産 | 28,209 | 利益剰余金 | 1,324,875 |
| 退職給付に係る資産 | 299,941 | 自己株式 | △72,707 |
| その他 | 196,276 | その他の包括利益累計額 | 245,576 |
| 貸倒引当金 | △26,225 | その他有価証券評価差額金 | 67,862 |
| | | 為替換算調整勘定 | 220,398 |
| 資産合計 | 31,294,129 | 退職給付に係る調整累計額 | △42,684 |
| | | 非支配株主持分 | 144,113 |
| | | 純資産合計 | 15,405,266 |
| | | 負債・純資産合計 | 31,294,129 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位 千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----|------------------|
| 高価 | 15,736,099 |
| 上原 | 13,437,376 |
| 利益 | 2,298,722 |
| 管理費 | 2,017,191 |
| 利益 | 281,531 |
| 利息 | 16,459 |
| 当金 | 6,530 |
| 料賃 | 82,354 |
| 売却益 | 82,989 |
| 金他 | 399 |
| 他 | 18,694 |
| 利息 | 50,168 |
| 料賃 | 35,455 |
| 原価 | 21,920 |
| 繰入 | 26,225 |
| 他 | 10,321 |
| 利益 | 144,092 |
| 利益 | 344,867 |
| 売却益 | 496 |
| 戻入 | 24,800 |
| 損失 | 20,411 |
| 損失 | 14,690 |
| 費用 | 39,852 |
| 等 | 3,820 |
| 利益 | 291,389 |
| 税額 | 83,002 |
| 税額 | 51,898 |
| 利益 | 156,488 |
| 利益 | 7,973 |
| 利益 | 148,515 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位 千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|---------|------------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 8,032,668 | 5,731,230 | 1,452,578 | △73,637 | 15,142,840 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △276,219 | | △276,219 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 148,515 | | 148,515 |
| 自己株式の取得 | | | | △7,364 | △7,364 |
| 自己株式の処分 | | △490 | | 8,293 | 7,802 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | △490 | △127,703 | 929 | △127,264 |
| 当 期 末 残 高 | 8,032,668 | 5,730,739 | 1,324,875 | △72,707 | 15,015,576 |

(単位 千円)

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | | 非 支 配 株 主 持 分 | 純資産合計 |
|---------------------|-----------------------|--------------------|------------------|-------------------|------------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括 利益累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 75,512 | 159,933 | 11,736 | 247,182 | 136,466 | 15,526,490 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △276,219 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | 148,515 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △7,364 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 7,802 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △7,650 | 60,464 | △54,420 | △1,606 | 7,646 | 6,040 |
| 当期変動額合計 | △7,650 | 60,464 | △54,420 | △1,606 | 7,646 | △121,223 |
| 当 期 末 残 高 | 67,862 | 220,398 | △42,684 | 245,576 | 144,113 | 15,405,266 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 4社 日本キャビネット株式会社
東海ハウス株式会社
榕東活動房股份有限公司（中華人民共和国福州市）
廊坊榕東活動房有限公司（中華人民共和国廊坊市）

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、榕東活動房股份有限公司および廊坊榕東活動房有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等…時価法によっております。

以外のもの

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産…原材料のうち主要資材であるベニヤ板は、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

その他の棚卸資産は、最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法

① リース資産以外の有形固定資産

リース用資産…事業の用に供している自己所有の賃貸用資産であり、定額法によっております。なお、仮設建物およびユニットハウスの耐用年数については7～20年を、その他のリース用資産の耐用年数については5～7年を用いております。

社 用 資 産

建 物…定額法によっております。なお、主な耐用年数は5～65年であります。

建物以外の社用資産…国内の連結会社については定率法によっており、在外連結子会社については定額法によっております。なお、主な耐用年数は3～14年であります。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額リース取引に係るリース資産 法によっております。

③ 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主に貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の個別債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

主要な連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

顧客との契約について、当社グループは次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足したときにまたは充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、仮設建物、ユニットハウスおよびこれらに付随する什器備品類等のリース事業および販売事業を行っております。各事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① リース事業

リース事業の売上収益の認識は「リース」、「建上工事」、「解体工事」に分類され、「リース」においては『リース取引に関する会計基準』に基づき収益の認識を行っております。「建上工事」においては仮設建物およびユニットハウスの設計、運搬、設置、エアコンや各種備品などの据付設置等があり、「解体工事」においてはリース期間が満了した物件の解体、搬出、整地等があり、それらは施工履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りは総工事原価が算定できないため原価回収基準を適用しております。また、短期間の「建上工事」および「解体工事」については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 販売事業

販売事業の売上収益の認識は「建上工事」、「販売」に分類され、「建上工事」においては仮設建物およびユニットハウスの設計、運搬、設置、エアコンや各種備品などの据付設置等があり、施工履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りは総工事原価が算定できないため原価回収基準を適用しております。「販売」においては建上工事が完了し製品の引渡時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されたと判断した時点で収益を認識しています。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産・負債・収益および費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

- ② 重要なヘッジ会計の方法
当社グループは借入金の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。
なお、金利スワップについては特例処理を採用しており、有効性の評価は省略しております。
- ③ 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込み額に基づき計上しております。
なお、当連結会計年度末においては、投資その他の資産に「退職給付に係る資産」を計上しております。
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）に基づく定率法により、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

II. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これに伴う連結計算書類への影響はありません。

Ⅲ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 仮設建物 | 什器備品 | ユニットハウス | 合計 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| リースに係る工事費 | 7,108,515 | 1,354,617 | 1,979,303 | 10,442,436 |
| 販売 | 473,137 | 27,782 | 30,155 | 531,074 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 7,581,653 | 1,382,400 | 2,009,458 | 10,973,511 |
| リース料 | 1,832,466 | 1,520,687 | 1,409,434 | 4,762,588 |
| 外部顧客への売上高 | 9,414,119 | 2,903,087 | 3,418,892 | 15,736,099 |

2. 重要な収益および費用の計上基準

重要な収益および費用の計上基準は、連結計算書類「注記事項Ⅰ. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等の4. 会計方針に関する事項の(4) 重要な収益および費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の残高

(単位：千円)

| | 当連結会計年度期首 (2022年4月1日) | 当連結会計年度 (2023年3月31日) |
|---------------|--------------------------|-------------------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | | |
| 受取手形、売掛金 | 7,217,695 | 6,624,916 |
| 電子記録債権 | 553,725 | 601,445 |
| 契約資産 | 39,540 | 19,432 |
| 契約負債 | | |
| 前受金 | 61,215 | 50,675 |
| 返金負債 | | |
| 預り金 | 8,993 | 14,953 |

- (注) 1. 当社グループの契約残高は、顧客との契約から生じた債権（主に売掛金）、契約資産（主に工事進行基準における収益部分）、契約負債（主に契約時入金など履行義務を充足させる前に得意先より入金されたもの）および返金負債（主にリース契約の途中解約などによる短縮リース料や解体時施工不要部分など得意先に返金する予定のもの）であります。
2. 当連結会計年度において認識した収益のうち、期首現在の契約負債に含まれていたものは61,215千円であります。
3. 当連結会計年度において契約資産、契約負債および返金負債の残高の重要な変動はありません。
4. 顧客からの支払時期は、リース事業および販売事業の建上工事や解体工事などの施工履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する場合においても完全に履行義務を充足した時点より支払いが開始されます。
5. 上記金額には、リース取引による債権も含まれております。
4. 既存の契約から翌連結会計年度以降に認識することが見込まれる収益の金額および時期未経過のリース料や未施工の解体工事など5,191,218千円が2023年4月から2036年3月の13年間で収益として認識することが見込まれます。

IV. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 28,209千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期および金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権および契約資産の金額は、連結計算書類「注記事項Ⅲ. 収益認識に関する注記3. 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の残高」に記載しております。
2. 流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は、連結計算書類「注記事項Ⅲ. 収益認識に関する注記3. 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の残高」に記載しております。
3. 担保に供している資産および担保に係る債務
担保に供している資産の金額および当該担保権によって担保されている債務は次のとおりであります。

| | | |
|---------------|---|-------------|
| (担保に供している資産) | | |
| 建 | 物 | 822,882千円 |
| 土 | 地 | 3,924,309千円 |
| | 計 | 4,747,192千円 |
| (担保されている債務) | | |
| 1年内返済予定の長期借入金 | | 3,127,501千円 |
| 長期借入金 | | 972,499千円 |
| | 計 | 4,100,000千円 |

4. 有形固定資産の減価償却累計額 16,932,064千円

VI. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結計算書類「注記事項Ⅲ. 収益認識に関する注記の1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

VII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数
普通株式 3,494,322株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|------------------|------------|------------|
| 2022年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 138,077 | 40 | 2022年3月31日 | 2022年6月30日 |
| 2022年11月11日 取締役会 | 普通株式 | 138,141 | 40 | 2022年9月30日 | 2022年12月9日 |

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

Ⅷ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にリース用資産の取得を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金等は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金等は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業販売部「業務取扱細則規程」に従い、営業債権について、営業販売本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の業務取扱規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社は、各部署からの報告に基づき総務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の1か月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位 千円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------|----------------|------------|------|
| (1) 受取手形及び売掛金等 | | | |
| ① 受取手形及び売掛金（注3） | 6,644,348 | | |
| ② 電子記録債権 | 601,445 | | |
| ③ 貸倒引当金（注2） | △58,170 | | |
| 受取手形及び売掛金等（純額） | 7,187,623 | 7,187,623 | — |
| (2) 投資有価証券 | | | |
| ① その他有価証券 | 188,912 | 188,912 | — |
| 資産計 | 7,376,535 | 7,376,535 | — |
| (1) 支払手形及び買掛金等 | | | |
| ① 支払手形及び買掛金 | 1,496,274 | | |
| ② 電子記録債務 | 1,959,052 | | |
| 支払手形及び買掛金等 | 3,455,327 | 3,455,327 | |
| (2) 短期借入金 | 4,507,931 | 4,507,931 | — |
| (3) 長期借入金 | 6,601,808 | 6,601,069 | △738 |
| 負債計 | 14,565,066 | 14,564,327 | △738 |

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 受取手形、売掛金および電子記録債権に係る貸倒引当金であります。

(注3) 受取手形及び売掛金の残高には契約資産が含まれております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|--------|---------|------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| 其他有価証券 | | | | |
| 株式 | 188,912 | — | — | 188,912 |

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|------------|------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 受取手形及び売掛金等 | — | 7,187,623 | — | 7,187,623 |
| 支払手形及び買掛金等 | — | 3,455,327 | — | 3,455,327 |
| 短期借入金 | — | 4,507,931 | — | 4,507,931 |
| 長期借入金 | — | 6,601,069 | — | 6,601,069 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金等、並びに短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類されております。

IX. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

X. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 4,425円90銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 43円02銭 |

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位 千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 9,895,367 | 流動負債 | 8,504,986 |
| 現金及び預金 | 1,280,351 | 支払手形 | 1,416 |
| 受取手形 | 138,934 | 電子記録債権 | 1,857,858 |
| 電子記録債権 | 601,445 | 買掛金 | 1,419,223 |
| 売掛金及び契約資産 | 6,454,044 | 短期借入金 | 704,000 |
| 原材料及び貯蔵品 | 187,806 | 1年内返済予定の長期借入金 | 3,578,361 |
| 未成工事支出金 | 435,069 | リース債務 | 96,436 |
| 未収金 | 37,828 | 未払金 | 203,409 |
| 前払費用 | 70,525 | 未払費用 | 82,350 |
| 前払リース料 | 604,637 | 未払消費税等 | 66,058 |
| その他 | 91,925 | 前受金 | 50,675 |
| 貸倒引当金 | △7,200 | 預り金 | 67,635 |
| 固定資産 | 18,841,169 | 賞与引当金 | 115,500 |
| 有形固定資産 | 16,569,277 | 役員賞与引当金 | 6,200 |
| リース用資産 | 10,829,478 | その他 | 255,862 |
| 建物 | 1,089,019 | 固定負債 | 6,395,705 |
| 構築物 | 114,367 | 長期借入金 | 6,097,526 |
| 機械装置 | 139,607 | リース債務 | 102,360 |
| 車両運搬具 | 30 | 繰延税金負債 | 67,289 |
| 工具器具備品 | 26,976 | その他 | 128,530 |
| 土地 | 4,170,742 | 負債合計 | 14,900,692 |
| リース資産 | 198,796 | (純資産の部) | |
| 建設仮勘定 | 258 | 株主資本 | 13,768,825 |
| 無形固定資産 | 31,089 | 資本金 | 8,032,668 |
| 電話加入権 | 30,650 | 資本剰余金 | 5,633,437 |
| 施設利用権 | 438 | 資本準備金 | 2,828,787 |
| 投資その他の資産 | 2,240,801 | その他資本剰余金 | 2,804,650 |
| 投資有価証券 | 184,356 | 利益剰余金 | 175,426 |
| 関係会社株式 | 1,458,797 | その他利益剰余金 | 175,426 |
| 出資金 | 500 | 繰越利益剰余金 | 175,426 |
| 関係会社出資金 | 114,340 | 自己株式 | △72,707 |
| 差入保証金 | 145,392 | 評価・換算差額等 | 67,018 |
| 前払年金費用 | 337,415 | その他有価証券評価差額金 | 67,018 |
| 資産合計 | 28,736,536 | 純資産合計 | 13,835,844 |
| | | 負債・純資産合計 | 28,736,536 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位 千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|-----------------|------------|------------------|
| 売上高 | 15,108,024 | |
| 売上高 | 627,861 | 15,735,886 |
| 売上原価 | 13,189,116 | |
| 売上原価 | 533,952 | 13,723,069 |
| 売上総利益 | | 2,012,816 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,840,803 |
| 営業利益 | | 172,012 |
| 営業外収益 | 51 | |
| 受取配当金 | 40,693 | |
| 受取賃貸料 | 26,889 | |
| スクラップ売却益 | 36,703 | |
| 受取保険金 | 399 | |
| その他 | 15,198 | 119,935 |
| 営業外費用 | 47,113 | |
| 支払利息 | 13,176 | |
| 賃借収入 | 35,455 | |
| 支払手数料 | 95 | 95,842 |
| 経常利益 | | 196,105 |
| 特別利益 | | |
| 役員退職慰労引当金戻入額 | 4,700 | 4,700 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 20,227 | |
| 特別調査費用 | 39,852 | |
| 弁護士報酬等 | 2,170 | 62,249 |
| 税引前当期純利益 | | 138,556 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 42,020 | |
| 法人税等調整額 | 38,228 | 80,248 |
| 当期純利益 | | 58,307 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位 千円)

| | 株 主 資 本 | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | |
| | | 資 本 準 備 金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当 期 首 残 高 | 8,032,668 | 2,828,787 | 2,805,140 | 5,633,928 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | |
| 当 期 純 利 益 | | | | |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | △490 | △490 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | △490 | △490 |
| 当 期 末 残 高 | 8,032,668 | 2,828,787 | 2,804,650 | 5,633,437 |

(単位 千円)

| | 株 主 資 本 | | | |
|-------------------------|---------------------|----------|---------|-------------|
| | 利 益 剰 余 金 | | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 393,337 | 393,337 | △73,637 | 13,986,297 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | △276,219 | △276,219 | | △276,219 |
| 当 期 純 利 益 | 58,307 | 58,307 | | 58,307 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | △7,364 | △7,364 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | 8,293 | 7,802 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △217,911 | △217,911 | 929 | △217,472 |
| 当 期 末 残 高 | 175,426 | 175,426 | △72,707 | 13,768,825 |

(単位 千円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|--------------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当 期 首 残 高 | 75,252 | 75,252 | 14,061,550 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △276,219 |
| 当 期 純 利 益 | | | 58,307 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | △7,364 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | 7,802 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | △8,233 | △8,233 | △8,233 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △8,233 | △8,233 | △225,706 |
| 当 期 末 残 高 | 67,018 | 67,018 | 13,835,844 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式……移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない株式以…時価法によっております。

外のもの

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

① 原材料及び貯蔵品

主要資材であるベニヤ板は、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

その他の原材料及び貯蔵品は、最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) リース資産以外の有形固定資産

リース用資産…事業の用に供している自己所有の賃貸用資産であり、定額法によっております。なお、仮設建物およびユニットハウスの耐用年数については7～16年を、その他のリース用資産の耐用年数については5～7年を用いております。

社 用 資 産

建

物…定額法によっております。なお、主な耐用年数は5～65年であります。

建物以外の社用資産…定率法によっております。なお、主な耐用年数は3～14年であります。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
リース取引に係るリース資産…によっております。

(3) 無形固定資産

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の個別債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末においては、投資その他の資産に「前払年金費用」を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）に基づく定率法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 重要な収益および費用の計上基準

顧客との契約について、当社グループは次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足したときにまたは充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、仮設建物、ユニットハウスおよびこれらに付随する什器備品類等のリース事業および販売事業を行っております。各事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① リース事業

リース事業の売上収益の認識は「リース」、「建上工事」、「解体工事」に分類され、「リース」においては『リース取引に関する会計基準』に基づき収益の認識を行っております。「建上工事」においては仮設建物およびユニットハウスの設計、運搬、設置、エアコンや各種備品などの据付設置等があり、「解体工事」においてはリース期間が満了した物件の解体、搬出、整地等があり、それらは施工履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的

な見積りは総工事原価が算定できないため原価回収基準を適用しております。また、短期間の「建上工事」および「解体工事」については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 販売事業

販売事業の売上収益の認識は「建上工事」、「販売」に分類され、「建上工事」においては仮設建物およびユニットハウスの設計、運搬、設置、エアコンや各種備品などの据付設置等があり、施工履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りは総工事原価が算定できないため原価回収基準を適用しております。「販売」においては建上工事が完了し製品の引渡時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されたと判断した時点で収益を認識しています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

なお、金利スワップについては特例処理を採用しており、有効性の評価は省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これに伴う計算書類への影響はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「注記事項Ⅲ. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金負債

67,289千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期および金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。なお、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺のうえ貸借対照表上は繰延税金負債として計上しております。

Ⅳ. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「注記事項Ⅲ. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているもので、注記を省略しております。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務
担保に供している資産の金額および当該担保権によって担保されている債務は次のとおりであります。

| | | |
|------------------------|---|--------------|
| (担保に供している資産) | | |
| 建 | 物 | 803,169千円 |
| 土 | 地 | 3,782,087千円 |
| 計 | | 4,585,256千円 |
| (担保されている債務) | | |
| 1年内返済予定の長期借入金 | | 3,127,501千円 |
| 長期借入金 | | 972,499千円 |
| 計 | | 4,100,000千円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | | 16,087,462千円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務 | | |
| 短期金銭債権 | | 34,460千円 |
| 短期金銭債務 | | 629,779千円 |

VI. 損益計算書に関する注記

| | |
|---------------------|--------------|
| 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 仕入高 | 1,273,274千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 1,474,564千円 |
| (うち、リース用資産の購入によるもの) | 1,403,368千円) |

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

| | |
|---|---------|
| 当事業年度末における自己株式の種類および株式数 | |
| 普通株式 | 46,178株 |
| 前事業年度末より3,789株増加しておりますが、増減数の内訳は、次のとおりであります。 | |
| 単元未満株式の買取りによる増加 | 197株 |
| 役員株式報酬分振替による増加 | 3,456株 |
| 2023年3月8日取締役会決議による自己株式の取得 | 5,300株 |
| 譲渡制限付き株式報酬としての自己株式の処分による減少 | 5,164株 |

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

| | |
|--------------|------------|
| (繰延税金資産) | |
| 土地減損損失 | 57,651千円 |
| 賞与引当金 | 35,319千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 13,730千円 |
| 未払事業税 | 10,979千円 |
| その他 | 27,570千円 |
| 繰延税金資産小計 | 145,252千円 |
| 評価性引当額 | △80,298千円 |
| 繰延税金資産合計 | 64,953千円 |
| (繰延税金負債) | |
| 前払年金費用 | △103,181千円 |
| その他有価証券評価差額金 | △29,061千円 |
| 繰延税金負債合計 | △132,242千円 |
| 繰延税金資産（負債）純額 | △67,289千円 |

Ⅸ. 関連当事者との取引に関する注記

(単位 千円)

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の 所有割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|-------------|---------------|------------------------|--------------------|-------------------|------------|------------------|
| 子会社 | 日本キャビネット(株) | 直接 100.0% | 什器備品のリースおよび仕入 役員の兼任 | 社用資産の一部貸与 | (注1) 26,889 | — | — |
| 子会社 | 東海ハウス(株) | 直接 92.7% | リース用資産等の購入 役員の兼任 | リース用資産等の購入 (注2) | (注3) 1,271,507 | 買掛金 未払金 | 7,150 137,919 |

- (注) 1. 賃貸料については、市場価格などを勘案の上、決定しております。
 2. 取引条件の決定にあたっては、子会社以外からも複数の見積を入手し、市場の実勢価格を勘案して、発注先および価格を決定しております。
 3. 当事業年度における年間の購入高であります。

X. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 4,012円55銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 16円89銭 |

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

東海リース株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下井田 晶 代

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧 野 秀 俊

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海リース株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海リース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告書

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第55期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

東海リース株式会社 監査等委員会

取締役常勤監査等委員 神 武 勇 二 ㊞

取締役社外監査等委員 松 井 巧 ㊞

取締役社外監査等委員 西 野 但 ㊞

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

東海リース株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下井田 晶 代

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧野 秀 俊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海リース株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

東海リース株式会社 監査等委員会

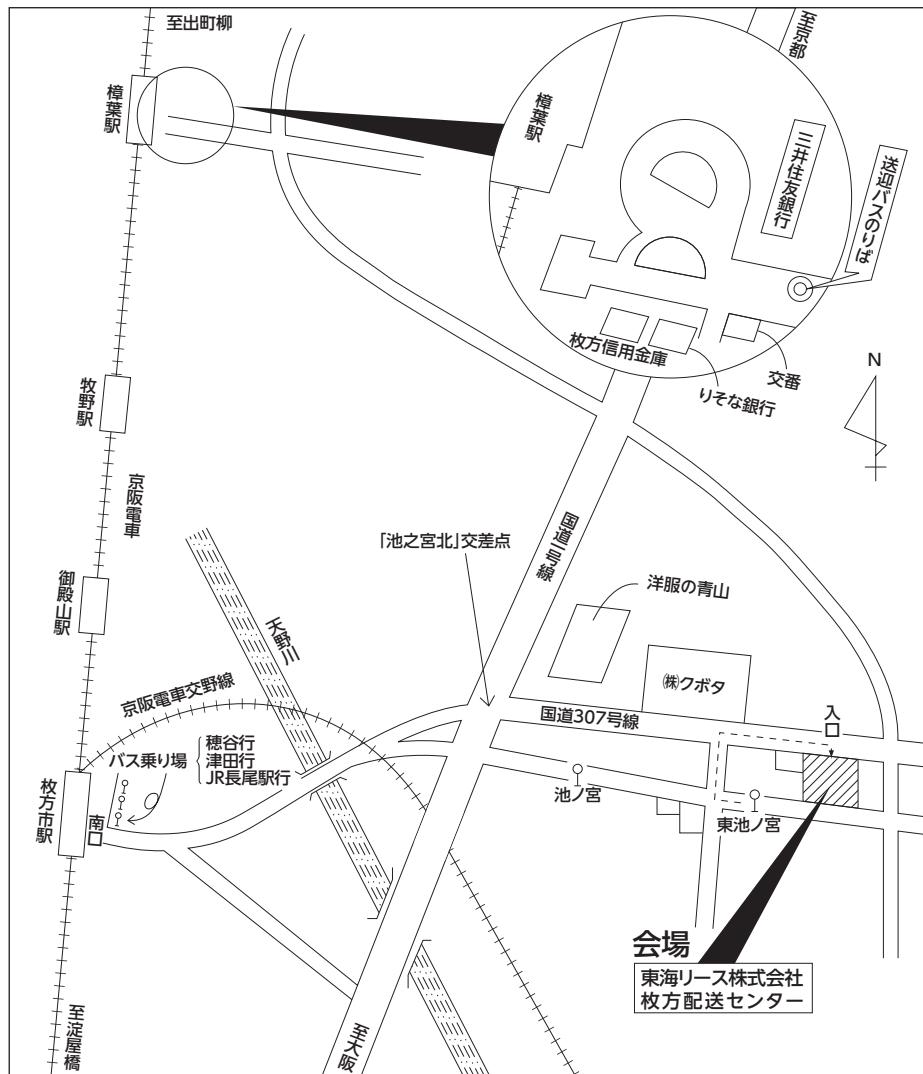
取締役常勤監査等委員 神 武 勇 二 ㊟

取締役社外監査等委員 松 井 巧 ㊟

取締役社外監査等委員 西 野 但 ㊟

以 上

(株主総会々場ご案内略図)



会場所在地 大阪府枚方市池之宮4丁目9-1
 電話番号 072-848-8101

京阪電車でお越しの方には、樟葉駅で降車していただきますと下記のとおり
 駅前から送迎バスを運転しておりますのでご利用ください。

発車時刻 午前9時20分

UD FONT
 by MORISAWA

見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。